

## 排水設備ハンドブック改訂箇所

該当箇所	標題	新・旧 修正内容
序文	序文	文章構成の修正、普及率等最新データに修正
第1編下水道	P4,5	文章構成の修正、浴室、浴場の表記を風呂に統一
第2編排水設備	P7	江の島北ポンプ場の廃止
第2編排水設備	P9	文章構成の修正
第2編排水設備	P10	ポンプ場を沈砂池、塩素消毒地を消毒地に修正
第2編排水設備	P17,19,20	文章構成の修正
第2編排水設備	P23	管径の基準の見直し、原則1宅地に1個の設置の記述を追加
第2編排水設備	P32	排水管の公道内の土被りは道路管理者の指示に従うことに修正
第2編排水設備	P39	汚水柵のステップ不要の記述を削除、トイレからの流入にはステップますを使用することを追加
第2編排水設備	P41	課名の変更、宅地内雨水浸透柵設置禁止区域図をホームページで閲覧可に変更
第2編排水設備	P46	ドロップ柵から次の柵までの延長を3m以内を図示(県の基準)
第2編排水設備	P52	ディスポージャーの認定機関を下水道協会に修正
第2編排水設備	P53	ディスポージャーのフローを生物処理・機械処理に分かれたものに変更
第2編排水設備	P54	ポンプ圧送の汚水を直接公共柵に接続せず、手前に柵を設けることの追加
第2編排水設備	P59	塩ビ柵のステップ3cmへ変更
第2編排水設備	2011年度版 P62～64	削除
第3編事業場排水規制	P85	都道府県条例等へ変更

第3編事業場排水規制	P88	課名の変更
第3編事業場排水規制	P89	事故届出書の記述を追加
第3編事業場排水規制	P91	下水排除基準の表を平成24年5月25日現在のものに修正
第3編事業場排水規制	P98	事故届出書の様式を追加
第3編事業場排水規制	P106	1.5.1② 支部に変更
第4編排水設備の事務取扱い	P108,110	外国人登録証明書の記述削除
第4編排水設備の事務取扱い	P124	排水設備の増設の記述削除、雨水処理の記述変更
第4編排水設備の事務取扱い	P125	下水の種類追加
第4編排水設備の事務取扱い	P128	課名の変更
第4編排水設備の事務取扱い	P129	課名の変更、合併処理浄化槽等補助金の記述削除
第4編排水設備の事務取扱い	P134～139	申請書類の課名変更
第4編排水設備の事務取扱い	P137	貸付金の遅延損害金利率1年目2.9%/年、2年目以降9.2%/年へ修正
第4編排水設備の事務取扱い	P139,140	課名の変更、借用書に平成の追加
第4編排水設備の事務取扱い	P142	雨水貯留施設転用助成の対象に市税または下水道受益者負担金の滞納がないことの記述追加
第4編排水設備の事務取扱い	P144	課名の変更
第4編排水設備の事務取扱い	2011年度版 P151～153	削除
第4編排水設備の事務取扱い	P148	課名の変更
第4編排水設備の事務取扱い	P153	貸付金の遅延損害金利率1年目2.9%/年、2年目以降9.2%/年へ修正
第4編排水設備の事務取扱い	P154,155	課名の変更、借用書に平成の追加
第4編排水設備の事務取扱い	P157	公共下水道事業計画区域へ修正

